# 投票日に投票に行けない方は期日前投票・不在者投票をご利用下さい

# 期日前投票について

選挙当日(投票日)に仕事や旅行等の理由で投票できない方は、お住まいの地域に関わらず、下表の期日前投票所で期日前投票ができます。

## ●期日前投票の方法

- ●ご自身の投票所入場券(届いている場合)をご持参下さい。
- ●投票所入場券が届いていない場合や、紛失した場合でも、期日前投票所に て、選挙人名簿で確認できれば投票できます。
- ●投票所入場券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめ必要 事項を記入のうえ、期日前投票所へご持参下さい(各期日前投票所にも期日前 投票宣誓書を用意しています)。
- ●期日前投票所によって投票期間と時間が異なりますので、あらかじめご確認下さい。

## 期日前投票所の一覧

※は駐車場のない期日前投票所

ガロ 的 技 示 バップ 見	※は駐車場のない期日削投票所	
期間	期日前投票所	
7月5日惍~20日生) 午前8時30分~午後8時	市庁舎1階多目的スペース (森野2-2-22)	
7月16日似~19日⊜ 午前8時30分~午後8時 7月20日(出) 午前8時30分~午後5時	南市民センター (金森4-5-6)	
	なるせ駅前市民センター ※ (南成瀬1-2-5)	
	鶴川市民センター (大蔵町1981-4)	
	忠生市民センター (忠生3-14-2)	
	小山市民センター (小山町2507-1)	
	堺市民センター (相原町795-1)	
	木曽山崎コミュニティセンター (山崎町2160-4)	
	南町田駅前連絡所(南町田リエゾン) ※ (鶴間3-10-2 セミナープラス南町田2階)	
	和光大学ポプリホール鶴川 ※ (能ヶ谷1-2-1)	

○玉川学園コミュニティセンターは建替工事中につき閉鎖しています。

## 投票所の一部変更

## 【第61投票区投票所】

「南収集事務所」の閉鎖に伴い、「南つくし野小学校」へ変更します。 所在地:南つくし野2-4-8 (右記地図参照)

※駐車場はありませんので、車 での来所はご遠慮下さい。





# Twitterで選挙情報を発信します!

選挙に関する情報を発信しています。 町田市明るい選挙推進協議会





## 不在者投票(町田市外で投票するには)

選挙期間中、遠方に滞在している場合に、滞在先の市区町村で投票できる制度です。郵便によるため日数がかかりますので、投票用紙等をお早めにご請求下さい。なお、不在者投票ができる場所は滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

## ●請求の方法

投票用紙を請求するための「不在者投票宣誓書兼請求書」を下記のいずれかの方法で入手し、必要事項を記入

・町田市ホームページでダウンロード 市田P [不在者投票宣誓書兼請求書] 検索 ★

・電話で請求

町田市選挙管理委員会 ☞724・2168



「不在者投票宣誓書兼請求書」を町田市選挙管理委員会に速やかに郵送、または持参(FAX、Eメールは不可)

**提出先** 町田市選挙管理委員会(市庁舎9階) 〒194-8520 森野2-2-22

## 身体の不自由な方などが利用できる投票

## 【代理投票について】

疾病等によりご自身で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族の方が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は固く守られます。

#### 【点字投票について】

目が不自由な方は、点字で投票ができます。点字器を用意していますので、投票所係員にお申し出下さい。

## 【身体の不自由な方へ】

車いす、拡大鏡、老眼鏡やコミュニケーションボード(イラストを指し示すことでご自分の意思を伝えることができるボード)を用意していますので、投票所係員にお申し出下さい。

## 【病院や老人ホーム等で不在者投票をする場合】

病院や老人ホーム等の施設に入院・入所していて投票所に出かけることが 困難な方は、都道府県選挙管理委員会が投票場所として指定している施設で あれば、施設内で投票することができます。

指定施設であるかの確認や、投票用紙の請求、投票方法等は、病院や施設の事務室にお早めにお問い合わせ下さい。

## 【障がいがある方等の郵便等による不在者投票】

身体に重度の障がい等(下表参照)があり、投票所に行くのが困難な方は、下記の手続きを行えば郵便等によりご自宅等で投票できます。

(注)「郵便等による不在者投票」をするには、「郵便等投票証明書」が必要です。

## • 対象者

ご自身で字を書くことができ、下表に該当する方(ご自身で字を書くことが困難な方でも、代理記載制度\*に該当すれば対象)。

手帳等の種類	内 容	等級など
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級·2級
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫、肝臓	1級~3級

(注)戦傷病者手帳をお持ちの方はお問い合わせ下さい。

(注)手帳の等級が上記以外であっても、手帳に複数の障がい名または表以外の障がい名が記載されている場合は該当することもあります。その際はお問い合わせ下さい。

※代理記載制度について

上表のいずれかに該当し、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級であると記載されている方で、ご自身で字を書くことが困難な方が利用できる制度です。

## ・手続き

希望する方に、「郵便等投票証明書(以下、証明書)」の交付を請求するための申請書を郵送しますので、選挙管理委員会へ早急にお申し込み下さい。申請書の受け付け後、該当する方に証明書を交付します。投票日の直前だと間に合わない場合がありますので、お早めに申請して下さい。

(注)証明書を既にお持ちで郵便等投票を希望する方は、投票日の4日前【7月 17日(水】(必着)までに、投票用紙を選挙管理委員会に請求して下さい。